

令和 7 年度に向けた
指定管理者の選定方針について

令和7年度に向けた指定管理者の選定方針について

<指定管理者の選定方針について>

本市は、「指定管理者制度に関する基本方針」（平成16年12月）（以下「基本方針」という。）並びに同方針を補完し、制度導入にかかる諸課題への対応の考え方を示した「指定管理者制度に関する直営施設への導入方針（平成18年12月）」（以下「導入方針」という。）に基づき、指定管理者制度の運用を行っている。

指定管理者の選定に当たっては、「基本方針」において、公募と特定（非公募）を併用する旨を明記しており、「導入方針」において、「市民協働・地域振興」、「市民の安心感の確保など」の視点から、市民団体・地域団体や外郭団体等を特定（非公募）して指定することが望ましい施設と、「民間事業者の多様な工夫等」を活用するため、公募により指定する施設の基準を示した「指定管理者選定ガイドライン」を設けている。

また、指定期間については、5年間を原則とし、施設の利用促進や質の高い管理運営が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、20年を上限として個別に期間を定めることができるものとしている。

<令和7年度からの指定管理者の選定について>

令和7年度からの指定管理者の選定に当たっては、「導入方針」等に基づき、これまでの管理実績等も考慮しながら、所管の部幹事会において、下記のとおり選定方針を決定した。

記

○ 次の施設については、特定（非公募）により、選定を行う。

(1) 高槻市立老人福祉センター

【指定期間：5年】

(高槻市立富田老人福祉センター、高槻市立郡家老人福祉センター、高槻市立春日老人福祉センター、高槻市立山手老人福祉センター、高槻市立芝生老人福祉センター)

<理由>

当該施設については、介護予防拠点施設として多様化する高齢者のニーズを踏まえたさらなる取組の展開が求められており、運営にあたり市の施策との密接な連携が必要となることから、引き続き外郭団体を活用することが望ましいため。

(2) 高槻市立療育センター

【指定期間：5年】

(高槻市立療育園、高槻市立うの花療育園、高槻市立うの花療育園分室)

<理由>

障がいのある児童への支援には、施設や職員との信頼関係が特に重要であることから、これまで利用者との信頼関係を構築し、適切な支援を提供してきた法人や職員との関係性が必要である。

当該施設においては、支援体制の継続性や関係機関等との連携、障がい児とその家族に対する関係性を重視しており、引き続き外郭団体等を活用することが望ましいため。

また、概ね2歳前後の障がいのある児童を対象とした市委託事業を実施している「うの花療育園分室」に指定管理者制度を導入し、一括指定することにより、療育園・うの花療育園との一体的な運営の下、障がい児への総合的支援体制の更なる向上が見込まれるため。

参考

指定管理者制度に関する直営施設への導入方針【抜粋】

＜ 適用除外施設の基準 ＞

- ① 法律等により施設の管理主体に制約がある（指定管理者制度の導入が認められていない）施設
- ② 施設の性格や平等性・公平性の確保等、行政で管理を行わなければならない明確な理由がある施設
- ③ 施設管理を直営で行うことにより、施策目的の達成に、より大きな効果が得られるなど、明確な理由がある施設
- ④ 同種・類似サービスを民間事業者が行っていない、又はそうした民間事業者が存在しない（市場性がない）施設

＜ 適用施設の基準 ＞

- ① 民間事業者に管理を委ねることにより、民間事業者等の能力やノウハウの活用と、利用者のニーズにあったサービスの提供・充実が期待できる施設
- ② 民間事業者に管理を委ねることにより、サービスの低下を招くことなく管理・運営等の経費の節減が期待できる施設
- ③ 利用料金制度の活用により、民間事業者に対する「インセンティブ効果」が働き、一層のサービスの向上や経費の節減が期待できる施設
- ④ その他行政で管理を行わなければならない明確な理由がない施設

＜指定管理者制度の指定期間に係る考え方について＞

指定期間については、施設の設置目的及び特性を十分に考慮したうえで、利用者サービスの向上や、事業者の経営の安定化・効率化が見込める期間を設定するものとし、5年を原則とする。

ただし、指定管理者が施設整備等に係る投資を行うことにより、施設の利用促進や質の高い管理運営が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、20年を上限として個別に期間を定めることができる。

